吸収合併に関する事後開示書類

（会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類）

2021 年 11 月 11 日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

2021年11月11日

吸収合併に係る事後開示書類

（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項）

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役 新野 将司

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下、「ハイアス・アンド・カンパニー」）と株式会社アール・プラス・マテリアル（以下、「アール・プラス・マテリアル」）、株式会社HCマテリアル（以下、「HCマテリアル」）は、2021年8月20日付吸収合併契約書に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、ハイアス・アンド・カンパニーを吸収合併存続会社、アール・プラス・マテリアル及びHCマテリアルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき開示すべき事項は以下の通りです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年11月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法785条）

アール・プラス・マテリアル及びHCマテリアルの株主はいずれもハイアス・アンド・カンパニーのみであり、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求（会社法787条）

アール・プラス・マテリアル及びHCマテリアルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありませんでした。

③ 債権者の異議（会社法789条）

アール・プラス・マテリアルは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年9月15日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者への個別の催告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

HCマテリアルは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年9月15日付の官報へ合併公告を

掲載するとともに、同日付で知れている債権者への個別の催告を行いましたところ、同条第1項の規定に従い、HC マテリアルに対して異議を述べた債権者は合計 1 名でした。係る債権者の異議について、HC マテリアルは、本吸収合併は、当該債権者を害するおそれがないことを通知いたしました。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第 796 条の 2 柱書ただし書きの規定により、ハイアス・アンド・カンパニーに対して株式の買い取り請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第 797 条第 1 項ただし書きの規定により、ハイアス・アンド・カンパニーの株主による株式買取請求権は認められていません。

② 債権者の異議（会社法第 799 条）

ハイアス・アンド・カンパニーは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 9 月 15 日付の官報及び電子公告にて合併公告を行いましたところ、同条第 1 項の規定に従い、ハイアス・アンド・カンパニーに対して異議を述べた債権者は合計 1 名でした。係る債権者の異議について、ハイアス・アンド・カンパニーは、本吸収合併は当該債権者を害するおそれがないことを通知いたしました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ハイアス・アンド・カンパニーは、本吸収合併の効力発生日である 2021 年 11 月 1 日をもって、アール・プラス・マテリアル及び HC マテリアルから、その資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別添の通りです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 11 月 12 日登記（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類
（消滅会社：株式会社アール・プラス・マテリアル）

会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記の通り、吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 合併契約
別紙 1 の通り、2021 年 8 月 20 日付で合併契約を締結しました。

2. 対価の相当性及び割当の相当性
当社は、吸収合併存続会社たるハイアス・アンド・カンパニー株式会社の 100%子会社であるため、合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の承継に関する相当性
当社は、新株予約権を発行していません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
吸収合併存続会社であるハイアス・アンド・カンパニー株式会社の最終事業年度（2020 年 5 月 1 日～2021 年 4 月 30 日）に係る計算書類等は、別紙 2 の通りです。

5. 重要な後発事象に関する事項
当社において、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 債務の履行見込みに関する事項
2021 年 4 月 30 日現在、当社及び合併存続会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、以下の通りです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	332 百万円	100 百万円	232 百万円
合併存続会社	2,788 百万円	2,463 百万円	325 百万円

資産内容上、短期支払能力には問題なく、合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併により当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

2021 年 9 月 15 日
大阪市西成区太子一丁目 2 番 9 号
株式会社アール・プラス・マテリアル
代表取締役　高地可奈子

別紙1

合併契約書

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（本店所在地：東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号、以下「甲」という。）と株式会社アール・プラス・マテリアル（本店所在地：大阪府大阪市西成区太子一丁目 2 番 9 号、以下「乙」 という。）とは、本日、両社の合併に関して次の契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）
甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第 2 条（株式に代わる金銭等の交付に関する事項等）
本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 3 条（資本金及び準備金の額）
本合併に際して、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 4 条（効力発生日）
本合併の効力発生日は、2021 年 11 月 1 日とする。
但し、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（手続き）
(1) 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
(2) 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第 6 条（条件の変更等）
甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまでに、本合併の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2021 年 8 月 20 日

甲：東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号
　　ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
　　代表取締役　新野 将司

乙：大阪府大阪市西成区太子一丁目 2 番 9 号
　　株式会社アール・プラス・マテリアル
　　代表取締役　高地 可奈子

吸収合併に係る事前開示書類
（消滅会社：株式会社 HC マテリアル）

会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記の通り、吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 合併契約
別紙 1 の通り、2021 年 8 月 20 日付で合併契約を締結しました。

2. 対価の相当性及び割当の相当性
当社は、吸収合併存続会社たるハイアス・アンド・カンパニー株式会社の 100%子会社であるため、合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の承継に関する相当性
当社は、新株予約権を発行していません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
吸収合併存続会社であるハイアス・アンド・カンパニー株式会社の最終事業年度（2020 年 5 月 1 日～2021 年 4 月 30 日）に係る計算書類等は、別紙 2 の通りです。

5. 重要な後発事象に関する事項
当社において、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 債務の履行見込みに関する事項
2021 年 4 月 30 日現在、当社及び合併存続会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、以下の通りです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	212 百万円	74 百万円	138 百万円
合併存続会社	2,788 百万円	2,463 百万円	325 百万円

資産内容上、短期支払能力には問題なく、合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併により当社の負担すべき債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

2021 年 9 月 15 日
大阪市西成区太子一丁目 2 番 9 号
株式会社 HC マテリアル
代表取締役　高地可奈子

別紙1

合併契約書

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（本店所在地：東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号、以下「甲」という。）と株式会社 HC マテリアル（本店所在地：大阪府大阪市西成区太子一丁目 2 番 9 号、以下「乙」という。）とは、本日、両社の合併に関して次の契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）
甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第 2 条（株式に代わる金銭等の交付に関する事項等）
本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 3 条（資本金及び準備金の額）
本合併に際して、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 4 条（効力発生日）
本合併の効力発生日は、2021 年 11 月 1 日とする。
但し、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（手続き）
(1) 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
(2) 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第 6 条（条件の変更等）
甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまでに、本合併の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2021 年 8 月 20 日

甲：東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号
　　ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
　　代表取締役　新野 将司

乙：大阪府大阪市西成区太子一丁目 2 番 9 号
　　株式会社 HC マテリアル
　　代表取締役　高地 可奈子

別紙2

（添付書類）

事　業　報　告

（ 2020年５月１日から
2021年４月30日まで ）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や企業活動の自粛により、深刻な打撃を受けました。１回目の緊急事態宣言後は、政府による経済回復に向けての様々な施策により、一旦は個人消費が回復する兆しがあったものの、2021年１月に２回目、2021年４月に３回目の緊急事態宣言が発令され、また、今後も雇用の悪化や経済活動の混乱が予想されることから、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、１回目の緊急事態宣言後には、段階的な経済活動の再開とともに回復の兆しがあり、新設住宅着工戸数全体では前年比マイナスなものの、持ち家に関しては2020年11月から６か月連続で前年同月比プラスとなりました。しかしながら再度の緊急事態宣言により、消費マインドの低下が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社では、過年度に不適切な会計が行われていた可能性があることが2020年７月に発覚し、その後、第三者委員会の調査により内容が明らかになりました。また、2020年９月30日に代表取締役に就任した当社前代表取締役が、2020年10月１日付で所定の手続きを経ることなく独断で職務権限を超える金額の支払約定書に署名した可能性が判明し、2021年２月に設置した第三者委員会の調査によりその内容が明らかになりました。一連の不祥事に関わった経営陣はその経営責任を明確にするために辞任をし、当社は2020年12月23日の臨時株主総会を経て新経営体制に移行いたしました。当社といたしましては、この事態を深く反省し、第三者委員会の最終報告の結果や再発防止策の提言を真摯に受け止め、新経営体制の元で、ガバナンスの抜本的改革、業務処理統制の強化、役職員の意識改革などの再発防止策に真剣に取り組んでおります。

このような事業環境ではありますが、当社グループは2020年６月15日に発表した「2021年４月期－2023年４月期 中期経営計画」に基づき、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業の強化、次なるコアビジネスの育成、安定した収益基盤の構造の確立を目指した事業活動をおこなってきました。

主力の「R+house」事業においては、コロナ禍での経済状況を加味し、2020年５月の新規会員企業の獲得の減少および2020年10月までの受注の減少を織り込んだ予想としていました。しかし、コロナ禍における消費者ニーズの変化を捉えた「新しい生活様式」に対応する建築家のプランの提案およびオンライン面談を積極的に進めた結果、2020年６月以降は受注実績が前年とほぼ同等まで回復いたしました。

また、次のコアビジネスの一つと位置付けている造園・エクステリア・外構事業「GARDENS GARDEN」では新規会員が順調に増加しております。今までの会員企業は主に住宅会社でしたが、当連結会計年度においては、新築及びリフォーム時に庭や外構の提案を住宅会社と連携しておこなう建設会社の加盟も増加いたしました。また、「R+house」と「GARDENS GARDEN」の両方に加盟している住宅会社のうち、「R+house」の営業時に「GARDENS GARDEN」の庭・外構提案を全棟に対しておこなっている住宅会社は、コロナ禍にもかかわらず受注件数が前年比で大幅に成長しているなど、「R+house」と「GARDENS GARDEN」のシナジー効果も表れてきております。

販売費及び一般管理費については、「R+house」のTV CMを一部の地域で開始するなど、マーケティング活動を積極的に進める一方、オンラインによる面談を増やすことで出張旅費を抑える等して効率的な使用に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,333百万円（前期比5.3％増）、営業利益は340百万円（前期比84.7％増）、経常利益は352百万円（前期比102.2％増）、親会社株主に帰属する当期純損失は653百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益は17百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業における当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響があるものの、「R+house」の受注が回復傾向になってきたこと、および出張旅費を抑える等して販売費及び一般管理費を効率的に使用したことから、売上高は6,586百万円（前期比3.8％減）、営業利益は500百万円（前期比56.2％増）となりました。

・建築施工事業

建築施工事業における当連結会計年度は、「R+house」の受注数、着工数が順調に増え、売上高が増加しております。しかしながら、2020年11月に千葉県のかしわ沼南住宅公園、2021年4月には茨城県の古河住宅公園の住宅総合展示場にモデルハウスを出店するなど、投資としてのコストが先行していることから売上高は2,063百万円（前期比52.9％増）、営業損失は158百万円（前期の営業損失は137百万円）となりました。

・その他

その他における当連結会計年度は、不動産特定共同事業等に関する支援業務等として、売上高は９百万円（前期比58.8％減）、営業損失は５百万円（前期の営業利益は５百万円）となりました。

⑵　資金調達等についての状況

①　資金調達

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、みずほ銀行より短期借入金410百万円、三井住友銀行より短期借入金200百万円、三井住友信託銀行より短期借入金150百万円の調達を行いました。

②　設備投資

当連結会計年度の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は326百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

コンサルティング事業

当連結会計年度の主な設備投資は、当社においてソフトウエア開発等として、総額213百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度においてモデルハウス143百万円を売却し、売却損２百万円を計上しております。

建築施工事業

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社ウェルハウジングにおいて、千葉県柏市及び茨城県古河市の住宅総合展示場への「R+house」の出展等として、総額125百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

⑶　直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

	第14期	第15期	第16期	第17期 （当連結会計年度）
売上高（千円）	4,660,995	6,099,730	7,913,602	8,333,582
経常利益（千円）	363,082	424,032	174,428	352,741
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	200,963	234,423	17,245	△653,091
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	8円98銭	10円41銭	0円75銭	△28円45銭
総資産（千円）	2,540,285	3,864,681	3,960,417	3,776,169

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式を含めております。

２．第14期から第16期までの数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

②　当社の財産及び損益の状況

	第14期	第15期	第16期	第17期 （当事業年度）
売上高（千円）	4,342,904	5,239,815	5,523,127	5,235,059
経常利益又は経常損失（△）（千円）	326,434	413,451	122,716	△359,422
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	223,034	275,586	51,664	△1,031,802
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	9円97銭	12円24銭	2円26銭	△44円94銭
総資産（千円）	2,419,611	3,544,429	3,478,113	2,787,976

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式を含めております。

２．第14期から第16期までの数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

⑷　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

※当社の親会社は株式会社くふうカンパニーであります。株式会社くふうカンパニーは、2021年６月４日付で、当社株式19,497千株を取得いたしました。これにより、当社の総株主の議決権の数に対する株式会社くふうカンパニーの所有に係る当社の議決権の数の割合が50％を超えることとなり、株式会社くふうカンパニーは、新たに当社の親会社になりました。

②　子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ａｎｓ	20,000千円	100.0％	実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅相談
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会	－千円	－％	地盤に関する調査解析保証
株式会社K-コンサルティング	16,500千円	75.0％	不動産コンサルティング
株式会社アール・プラス・マテリアル	6,000千円	100.0％	建築資材の開発及び供給
株式会社ウェルハウジング	20,000千円	75.0％	建築工事の請負及び施工等
ハイアス・プロパティマネジメント株式会社	5,000千円	100.0％	宿泊施設に関する運営及び管理
ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社	50,000千円	100.0％	不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営
株式会社LHアーキテクチャ	10,000千円	60.0％	建築工事の請負及び施工等
SUNRISE株式会社	20,000千円	75.0％	建築工事の請負及び施工等
株式会社HCマテリアル	5,000千円	100.0％	建築資材の企画開発製造及び販売
GARDENS GARDEN株式会社	10,000千円	80.0％	外構の設計
株式会社家価値サポート	20,000千円	72.0％	戸建住宅のアフターメンテナンス事業

（注）１．2020年６月30日付にて、当社はハイアス・キャピタルマネジメント株式会社に追加出資をしたことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。

２．2020年８月30日付にて、当社はハイアス・プロパティマネジメント株式会社の株式を追加取得しております。

⑸　対処すべき課題

①　持続的な成長を可能にする事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。

当社の今後の持続的な成長を図るうえで特に重視することは、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加に直結する、会員企業の持続的な成長です。

導入いただいたパッケージやツールの活用を通じて会員企業が業績向上を実現するために、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等のユーザビリティの向上といった会員企業支援体制の継続的な強化が必要であり、そのための人的投資、体制強化、インフラ強化に注力してまいります。あわせて、「会員企業組織＝事業者ネットワーク」を運営する本部として、戸建て住宅事業に取り組む会員企業と外構事業に取り組む会員企業との連携により、住宅における付加価値の向上や外構事業における受注増を図るなど、会員企業間の連携を促進する支援活動を通じた、会員企業間の相互取引や相乗効果をもたらす連携取引を誘発することで会員企業の成長を実現してまいります。

②　商品・サービスの活用による会員企業の社会貢献と事業成長を支援

当社では、①持続的な成長を可能にする事業基盤の強化で示した、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等ではユーザビリティの向上を重視した、継続的な商品開発、サービス改良に注力し、商品導入後の早期立ち上げや定着を促進するため、各会員企業の状態に応じた支援体制についても改善を進めてまいります。

住宅工務店支援事業においては、コロナ禍でのテレワーク対応をはじめ、暮らしのニューノーマル消費を捉えるリサーチ、現場への情報提供といったマーケティング支援から、巣ごもり需要を捉えたガーデニング提案力や住宅リフォーム提案力の強化につながる既存商品サービスの導入提案、あるいは生産性向上につながる工程管理や原価管理におけるデジタルトランスフォーメーション（DX)プラスコンサルティングサービス提供を積極的に推進して、会員企業の新たな商機の発見、拡大チャンスの気づきを与え、生産性向上を支援してまいります。

不動産業界支援事業においては、人の移動もままならなくなった昨今でも、都市圏に在住する家族に発生する出身地での相続財産問題に対応すべく、会員企業ネットワークを通じた解決策を提示できるよう、会員企業間の連携機会を積極的に生み出し、相続相談に対する解決力の強化を図り、不動産業界の社会問題への解決力強化を支援してまいります。

③　情報収集力、情報分析力の強化を通じた商品開発と会員支援

住宅不動産業界は、「国内需要のみを対象とした市場」であり、「さらに地域密着の事業」であると考えられています。その一方で、例えば昨今のウッドショックと言われる輸入量の縮小による資材価格高騰や資材不足が地域工務店の営業活動に影響を与えるなど、地域事業でありながらマクロな観点での情報が必要であることが改めて明らかになりました。

このような背景を捉え、当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発を強化し、最新の情報や最適な新たな商品、サービスの開発につなげてまいります。

このことにより住宅不動産業界にとって欠かせない存在、ポジションの確立を一層強固なものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

④　組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、当連結会計年度に発覚した一連の不祥事を真摯に受け止め、今後の成長のためにはコーポレートガバナンス強化を目的とした人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しております。人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。あわせて、当社グループの成長の基盤である、会員企業の成果に貢献する高品質なサービスの提供を行うための組織体制の強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

⑤　環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供を通じた社会への貢献

当社では、高性能住宅の供給を通じて生活者に健康な暮らしを提供する地域工務店の育成、適切な情報提供をもとに生活者に豊かな住生活を提供する住宅不動産業者の育成を推進します。この企業活動を通じ、環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供、そして、地域社会と共に成長していく企業活動の創造と支援に取り組みます。

⑥　継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当連結会計年度において、第三者委員会の調査費用や、過年度決算の訂正にともなう追加監査費用等を特別損失に計上いたしました。また、当社連結子会社が保有する固定資産（モデルハウスの建物など）について、回収可能性を検討し、現在の事業環境及び将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている固定資産について、減損損失を特別損失として計上することといたしました。

これらの結果、653,091千円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

一方で、当社は、株式会社くふうカンパニーが2021年４月15日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年５年28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。また、株式会社くふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うことに関して、2021年６月４日に株式会社くふうカンパニーから総額1,897,720,800円の払込みが完了いたしました。当社グループの資金残高や今後の営業キャッシュ・フローの見通しなどから今後の事業の展開・継続に必要な当面の資金繰りについての懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

⑹　主要な事業内容（2021年４月30日現在）

①　会員組織による工務店・不動産会社への経営指導育成業務及び会員募集業務
②　ASPを活用した経営支援業務
③　住宅購入相談窓口及び不動産売買仲介業務
④　地盤に関する調査解析保証業務
⑤　不動産コンサルティング業務
⑥　建築資材の開発・製造・調達・供給業務
⑦　建築工事の請負及び施工業務
⑧　宿泊施設に関する運営及び管理業務
⑨　外構の設計業務

⑺　主要な事業所及び使用人の状況（2021年４月30日現在）

①　主要な事業所

本　社：東京都品川区上大崎二丁目24番９号

②　子会社

株式会社ans：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
株式会社K-コンサルティング：千葉県柏市柏四丁目５番10号
株式会社アール・プラス・マテリアル：大阪府大阪市西成区太子一丁目２番９号
株式会社ウェルハウジング：茨城県守谷市松ヶ丘三丁目20番地１
ハイアス・プロパティマネジメント株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
株式会社LHアーキテクチャ：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
SUNRISE株式会社：長野県松本市寿中一丁目９番25号
株式会社HCマテリアル：大阪府大阪市西成区太子一丁目２番９号
GARDENS GARDEN株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番９号
株式会社家価値サポート：東京都品川区上大崎二丁目24番９号

③　使用人の状況

イ　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
238（48）名	12名増（6名増）

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近１年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

ロ　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
153（28）名	2名増（1名増）	34.4歳	4.1年

（注）使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近１年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

⑻　主要な借入先及び借入額（2021年４月30日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	833,508
株式会社三井住友銀行	502,096
三井住友信託銀行株式会社	150,000

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（2021年４月30日現在）

⑴　発行可能株式総数　　66,960,000株
⑵　発行済株式の総数　　23,345,700株（自己株式172株含む）
⑶　株主数　　4,919名
⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
濵村聖一	2,222,080株	9.52%
柿内和徳	1,458,250株	6.25%
川瀬太志	1,241,650株	5.32%
株式会社HAMAMURA HD	1,200,000株	5.14%
株式会社安成工務店	1,197,000株	5.13%
大津和行	1,082,400株	4.64%
東新住建株式会社	720,000株	3.08%
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会	703,500株	3.01%
NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	644,500株	2.76%
中山史章	616,930株	2.64%

（注）１．持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。
２．自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式52,820株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式331,020株は含まれておりません。

⑸　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	38,470株	7名
社外取締役	1,240株	1名
監査役（社外監査役を除く）	1,300株	1名
社外監査役	1,740株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20頁「４(4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑹　その他株式に関する重要な事項

①第三者割当による新株式発行について

当社は、2021年４月14日開催の取締役会において、2021年６月４日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。これに伴い、当該払込期日において、発行済株式の総数は13,751,600株増加しております。

②基準日後株主への議決権行使について

当社は、2021年６月14日開催の取締役会において、2021年７月29日開催予定の当社第17期定時株主総会にかかる基準日後に第三者割当による当社の新株式を取得した者に対し、本定時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしました。第三者割当により当社株式を取得した株主、議決権数及び議決権に占める割合は、次のとおりであります。

株主名	議決権数	議決権に占める割合
株式会社くふうカンパニー	137,516個	37.07%

（注）議決権に占める割合は、2021年４月30日現在の総株主等の議決権の数233,417個に本第三者割当増資による新株式の発行により増加する議決権の数137,516個を加算した総株主等の議決権の数370,933個を基準に算出しております。

3．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第４回新株予約権 （取締役および従業員分）	第５回新株予約権
発行決議日		2013年４月15日	2015年12月１日
新株予約権の数		25個	6,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　4,500株 （新株予約権１個につき1,800株）	普通株式　　58,500株 （新株予約権１個につき９株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり151,200円 （１株当たり　　84円）	新株予約権１個当たり756円 （１株当たり　　84円）
権利行使期間		2015年４月17日から 2022年７月30日まで	2017年12月９日から 2025年11月30日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　　25個 目的となる株式数　45,000株 保有者数　　１人	新株予約権の数　　1,500個 目的となる株式数　13,500株 保有者数　　１人
	社外取締役	－ － －	新株予約権の数　　5,000個 目的となる株式数　45,000株 保有者数　　１人

（注）新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし､本新株予約権の割当を受けた者が任期満了による退任、定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

		第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2019年５月20日	2019年５月20日
新株予約権の数		40個	1,301個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　4,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　　130,100株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円	新株予約権１個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり29,100円 （１株当たり　　291円）	新株予約権１個当たり29,100円 （１株当たり　　291円）
権利行使期間		2020年８月１日から 2029年６月12日まで	2019年６月13日から 2029年６月12日まで
行使の条件		（注）１、２	（注）３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　２人	新株予約権の数　257個 目的となる株式数　25,700株 保有者数　２人
	社外取締役	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　２人	新株予約権の数　156個 目的となる株式数　15,600株 保有者数　１人

（注）１．新株予約権者は、2020年４月期から2022年４月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50％を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年４月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
福島宏人	代表取締役社長	
矢部智仁	取締役	
赤井厚雄	取締役	株式会社ナウキャスト　取締役会長 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会　理事 株式会社スマートプラス　常勤監査役
森田正康	取締役	株式会社ヒトメディア　代表取締役 Classi株式会社　取締役 株式会社エアトリ　監査役 株式会社ヒトトキインキュベーター　代表取締役 English Central Inc.　取締役 株式会社オープンエイト　取締役 株式会社アルビレックス新潟　取締役
川口有一郎	取締役	早稲田大学　大学院経営管理研究科　教授
朝倉祐治	常勤監査役	
青木英憲	監査役	株式会社東京ドーム　社外監査役
辻高史	監査役	あすなろ監査法人　代表社員 辻公認会計士事務所　代表 株式会社PALTEK　社外取締役

（注）１．取締役赤井厚雄氏、同森田正康氏、同川口有一郎氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役朝倉祐治氏、監査役青木英憲氏、同辻高史氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役朝倉祐治氏は、事業会社において長年管理部門に従事しており、財務を始めとする管理部門における責任者として、また監査役としての豊富な経験と知識を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外監査役青木英憲氏は弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．社外監査役辻高史氏は、公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、赤井厚雄氏、森田正康氏、朝倉祐治氏、青木英憲氏及び辻高史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7．濵村聖一氏、柿内和徳氏、西野敦雄氏、鵜飼達郎氏及び荻原俊彦氏は、2020年９月30日付で取締役を辞任により退任いたしました。なお、各氏の退任時における地位及び担当は以下のとおりでありました。

氏　名	地　位	担　当
濵　村　聖　一	代表取締役社長	
柿　内　和　徳	取　締　役	常務執行役員経営支援本部長
西　野　敦　雄	取　締　役	執行役員経営管理本部長
鵜　飼　達　郎	取　締　役	執　行　役　員
荻　原　俊　彦	取　締　役	

8．川瀬太志氏は、2020年12月15日で取締役を辞任により退任いたしました。なお、同氏の退任時における地位は代表取締役社長でありました。

9．2020年12月23日開催の臨時株主総会終結の時をもって、中山史章氏は取締役を、大津和行氏、山本泰功氏、坂田真吾氏は監査役を辞任により退任いたしました。なお、各氏の退任時における地位及び担当は以下のとおりでありました。

氏　名	地　位	担　当
中　山　史　章	取　締　役	執行役員経営支援本部副本部長
大　津　和　行	常勤監査役	
山　本　泰　功	監　査　役	
坂　田　真　吾	監　査　役	

10．2020年12月23日開催の臨時株主総会終結の時をもって、矢部智仁氏、川口有一郎氏は新たに取締役に、朝倉祐治氏、青木英憲氏、辻高史氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

11．当事業年度における取締役の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
川　瀬　太　志	取締役常務執行役員事業開発本部長	代表取締役社長	2020年９月30日
福　島　宏　人	取　締　役	代表取締役社長	2020年12月15日

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

なお、2020年９月30日をもって辞任いたしました社外取締役荻原俊彦氏並びに2020年12月23日をもって辞任にいたしました社外監査役山本泰功氏及び社外監査役坂田真吾氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

⑷　取締役及び監査役の報酬等

①　取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月30日開催の取締役会において、取締役報酬の決定方針について、以下のとおり決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、以下の方針に沿って決定されたものであります。

ａ．基本方針

当社の役員の報酬は、月例の固定報酬と業績連動型株式報酬制度「株式交付信託（BBT(＝BoardBenefitTrust)）」により構成することとしております。その割合については、固定報酬を主としつつ、各役員に対して適切なインセンティブを付与する観点から業績連動型株式報酬を追加的に導入しております。

当社の取締役の固定報酬について、報酬限度額は、2014年７月28日開催の第10期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、取締役会において、各取締役に対する報酬額を当該報酬限度額の範囲内で各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することを、代表取締役社長に委任しております。

ｂ．業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬については、2017年７月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の限度額を95百万円以内(うち社外取締役分として21百万円以内）、監査役に対する業績連動型株式報酬の限度額を25百万円以内（うち社外監査役分として14百万円以内）と決議されており、取締役会で決定された役員株式交付規程（ただし、役員株式交付規程のうち、監査役に関する部分については、その制度及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものといたします。）に基づき、各役員に対し、役位及び業績目標の達成度に応じて、連結会計年度ごとに以下のI、IIのポイントを付与し、毎年所定の時期及び退任時にそれぞれ付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付することとしております。

Ⅰ．業績非連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイント

II. 業績連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイントに、評価対象（対外的に公表した業績予想における連結経常利益の達成度等）から求められる業績連動係数を乗じて算出されるポイント

業績連動型株式報酬のうち業績連動部分に係る指標は、対外発表の業績予想における連結経常利益の達成度であり、当連結会計年度においては125.7%となっております。当該指標を選択した理由は、社外取締役を除いた取締役にあっては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあっては監督を通じた中連長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含みます。）にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長（濵村聖一2020年９月30日辞任、川瀬太志2020年９月30日就任、川瀬太志2020年12月15日辞任、福島宏人2020年12月15日就任）が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役が担う役割の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、2021年３月30日の取締役会において指名・報酬委員会の設置が決議され、次回の報酬改定時から、取締役の個人別の報酬額は同委員会の諮問を受けることとなっております。

③ 当事業年度に係る報酬等の額

区　分	員　数	基本報酬 （百万円）	役員株式給付引当金 繰入額（百万円）	報酬等の総額 （百万円）
取　締　役 （うち社外取締役）	12名 （4名）	132 （28）	13 （4）	145 （32）
監　査　役 （うち社外監査役）	6名 （5名）	18 （11）	3 （3）	21 （14）
合　計 （うち社外役員）	18名 （9名）	151 （39）	16 （7）	167 （46）

（注）１．取締役の報酬限度額は、2014年７月28日開催の第10期定時株主総会で年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち社外取締役１名）です。また、これとは別枠で、2017年７月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の限度額を95百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役３名）です。

２．監査役の報酬限度額は、2014年７月28日開催の第10期定時株主総会で年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち社外監査役２名）です。また、これとは別枠で、2017年７月28日開催の第13期定時株主総会において、監査役に対する業績連動型株式報酬の限度額を25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役２名）です。

３．当事業年度末現在の人員は、取締役５名、監査役３名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	赤井厚雄	株式会社ナウキャスト 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 株式会社スマートプラス	取締役会長 理事 常勤監査役
取締役	森田正康	株式会社ヒトメディア Classi株式会社 株式会社エアトリ 株式会社ヒトトキインキュベーター English Central Inc. 株式会社オープンエイト 株式会社アルビレックス新潟	代表取締役 取締役 監査役 代表取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	川口有一郎	早稲田大学　大学院経営管理研究科	教授
常勤監査役	朝倉祐治		
監査役	青木英憲	株式会社東京ドーム	社外監査役
監査役	辻高史	あすなろ監査法人 辻公認会計士事務所 株式会社PALTEK	代表社員 代表 社外取締役

（注）1．取締役赤井厚雄氏は、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会の理事を兼職しております。当社は同法人と営業取引があります。

2．上記以外に、各社外役員の兼職する法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　荻原俊彦	7回	100%	—	—
取締役　赤井厚雄	24回	100%	—	—
取締役　森田正康	23回	95.8%	—	—
取締役　川口有一郎	11回	91.7%	—	—
監査役　山本泰功	12回	100%	12回	100%
監査役　坂田真吾	12回	100%	12回	100%
常勤監査役　朝倉祐治	12回	100%	7回	100%
監査役　青木英憲	10回	83.3%	7回	100%
監査役　辻高史	12回	100%	7回	100%

（注）1．取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役荻原俊彦氏は、取締役会において、行政書士としての高い見識や企業での法務実務の豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
取締役赤井厚雄氏は、取締役会において、大学教授としての高い見識や企業経営に関する豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
取締役森田正康氏は、取締役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
取締役川口有一郎氏は、取締役会において、大学教授としての高い見識と専門性や様々な公的委員を歴任するなどの幅広い経験に基づき、質問・発言を行っております。
監査役山本泰功氏は、取締役会・監査役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
監査役坂田真吾氏は、取締役会・監査役会において、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
監査役朝倉祐治氏は、取締役会・監査役会において、事業会社の管理部門における責任者として、また監査役としての豊富な経験と知識に基づき、質問・発言を行っております。
監査役青木英憲氏は、取締役会・監査役会において、弁護士として専門的な知識と豊富な経験や事業会社における監査役として豊富な経験と知識に基づき、質問・発言を行っております。
監査役辻高史氏は、取締役会・監査役会において、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験や事業会社における監査役として豊富な経験と知識に基づき、質問・発言を行っております。

2．取締役荻原俊彦氏については、当社取締役に就任していた2020年９月30日以前に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。
3．監査役山本泰功氏及び坂田真吾氏については、当社監査役に就任していた2020年12月23日以前に開催された取締役会及び監査役会に関する出席状況を記載しております。
4．取締役川口有一郎氏については、当社取締役に就任した2020年12月23日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。
5．常勤監査役朝倉祐治氏、監査役青木英憲氏及び辻高史氏については、当社監査役に就任した2020年12月23日以降に開催された取締役会及び監査役会に関する出席状況を記載しております。
6．上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

５．会計監査人に関する事項

⑴　名称　監査法人アリア

（注）当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人が、2020年10月１日付で監査契約を解除したことに伴い、当社では、2020年10月５日開催の監査役会において、監査法人アリアを一時会計監査人に選任し、同監査法人が就任いたしました。なお、同監査法人は、2020年12月23日開催の臨時株主総会において、当社の会計監査人に就任しております。

⑵　報酬等の額

	有限責任 あずさ監査法人	監査法人アリア
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	116,830千円	49,800千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶　非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷　会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑸　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

[Ⅰ]業務の適正を確保するための体制

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス行動指針」を定め、全ての役職員がコンプライアンス経営を理解して責任ある行動をとることを教育・研修活動を通じて周知徹底する。

②　取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、役職員は定められた社内規程に従い業務を執行する。

③　コンプライアンスの状況は、リスク管理コンプライアンス強化委員会で定期評価を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要なときは取締役会に提言する。

④　代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し運用するものとし、適切に対応する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

②　取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　リスク管理を定める「リスク管理及びコンプライアンス強化に関する規程」を制定し、「リスク管理コンプライアンス強化委員会」を設置することにより、リスク管理体制を構築する。

②　リスク管理コンプライアンス強化委員会は、グループ会社を含む全社的リスク管理の状況を取締役会へ報告し、必要な場合は、取締役及び取締役会へ提言を行う。

③　不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④　内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

②　取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。

③　当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、執行役員会を設置し、取締役会への定時報告（緊急案件は随時）と監督を受けながら事業計画を実行する。

④　総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

⑸　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

②　グループ会社の管理は経営企画室が行い、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

③　当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑹　財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

②　取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

⑻　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
③ 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

⑼ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

⑽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑾ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
② 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

[Ⅱ]業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴ コンプライアンスについて
全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、「コンプライアンス基本方針」を定め当社グループの役職員全員に配布した他、役員を含む全社員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。また、ポータルサイトにて役職員向けの相談窓口を案内するなど、内部通報制度の環境整備を行いました。

⑵　リスク管理について
　リスク管理を定める「リスク管理及びコンプライアンス強化に関する規程」を制定し、「リスク管理コンプライアンス強化委員会」を設置いたしました。同委員会において当社グループのリスクの識別及び評価を行い、重要なリスクについては不測の事態を想定した運用マニュアルを作成する他、取締役への提言を実施いたしました。

⑶　取締役の効率的な職務執行体制について
　当社では、毎月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、取締役の人数を12名から7名以内に変更し、取締役5名、社外監査役3名の構成により、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、執行役員会において、取締役会への付議事項や重要な案件、業務の執行状況等について協議しております。

⑷　グループ会社の管理について
　グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、経営企画室にて管理体制を整備し、統括しております。各グループ会社では、当社の提供するサービスのノウハウ開発や商品開発を行い、住宅総合展示場へのモデルハウス出展を行うなど、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

⑸　監査役への報告に関する体制について
　監査役は当社の重要な会議体への出席者として指定され、監査役への報告体制を整備しております。また、内部監査部門及び会計監査人から定期的に報告を受ける他、当社及び子会社の取締役及び監査役から業績、事業の運営状況ついて報告を受け、監査の実効性を高めております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

　当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主に対する利益配分を最重要政策の一つと認識し、収益力の強化に努め、安定した配当を継続することを基本方針としております。事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ配当をして参りたいと考えており、配当性向としては30％を目安としております。
　しかしながら、当連結会計年度におきましては、第三者委員会の調査費用や、過年度決算の訂正にともなう追加監査費用等を特別損失に計上した結果、当期純利益が大幅な損失となったため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

貸 借 対 照 表

（2021年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,795,319**	**流動負債**	**1,952,787**
現金及び預金	747,696	買掛金	207,444
受取手形	978	短期借入金	990,169
売掛金	309,279	１年内返済予定の長期借入金	289,982
商品	90,414	リース債務	11,486
販売用不動産	94,737	未払金	153,589
前渡金	33,990	未払費用	61,310
前払費用	81,948	未払法人税等	8,589
関係会社短期貸付金	386,602	未払消費税等	1,105
その他	64,776	前受金	157,328
貸倒引当金	△15,105	預り金	24,813
固定資産	**992,657**	その他	46,966
有形固定資産	**303,050**	**固定負債**	**510,670**
建物	191,374	長期借入金	380,447
構築物	8,984	リース債務	19,356
機械及び装置	4,432	役員株式給付引当金	18,427
工具、器具及び備品	48,988	株式給付引当金	91,439
土地	48,300	その他	1,000
リース資産	499	**負債合計**	**2,463,457**
賃貸用固定資産	471	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**482,348**	**株主資本**	**323,270**
のれん	185,500	**資本金**	**433,554**
特許権	1,065	**資本剰余金**	**363,153**
商標権	4,134	資本準備金	333,554
ソフトウエア	225,724	その他資本剰余金	29,598
ソフトウエア仮勘定	38,945	**利益剰余金**	**△217,273**
リース資産	26,978	その他利益剰余金	△217,273
投資その他の資産	**207,258**	繰越利益剰余金	△217,273
関係会社株式	217,639	**自己株式**	**△256,163**
関係会社長期貸付金	391,275	**新株予約権**	**1,248**
破産更生債権等	46,589	**純資産合計**	**324,518**
繰延税金資産	129,147		
敷金及び保証金	133,880		
その他	15,474		
貸倒引当金	△726,747		
資産合計	**2,787,976**	**負債・純資産合計**	**2,787,976**

損 益 計 算 書

（2020年5月1日から
2021年4月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,235,059**
売上原価		**2,168,528**
売上総利益		**3,066,530**
販売費及び一般管理費		**2,834,211**
営業利益		**232,319**
営業外収益		
受取利息	11,738	
受取配当金	60,971	
賃貸料収入	822	
業務受託料	7,800	
受取遅延損害金	339	
助成金	11,524	
保険解約返戻金	21,010	
その他	4,236	118,443
営業外費用		
支払利息	8,119	
減価償却費	3,316	
市場変更関連費用	18,591	
貸倒引当金繰入額	680,158	710,185
経常損失		**△359,422**
特別利益		
固定資産売却益	1,778	
その他	11	**1,790**
特別損失		
投資有価証券評価損	15,790	
子会社株式評価損	35,999	
訂正関連費用引当金繰入額	677,013	
その他	7,570	736,374
税引前当期純損失		**△1,094,006**
法人税、住民税及び事業税	858	
法人税等調整額	△63,062	△63,203
当期純損失		**△1,031,802**

株主資本等変動計算書

（2020年５月１日から
2021年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	433,327	333,327	29,598	362,926	874,951	874,951	△299,539	1,371,665
誤謬の訂正による累積的影響額					△16,076	△16,076		△16,076
誤謬の訂正を反映した2020年５月１日残高	433,327	333,327	29,598	362,926	858,875	858,875	△299,539	1,355,589
事業年度中の変動額								
新株の発行	226	226		226			29,188	29,641
剰余金の配当					△44,346	△44,346		△44,346
自己株式の処分							14,188	14,188
当期純利益					△1,031,802	△1,031,802		△1,031,802
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
事業年度中の変動額合計	226	226	－	226	△1,076,148	△1,076,148	43,376	△1,032,318
当事業年度期末残高	433,554	333,554	29,598	363,153	△217,273	△217,273	△256,163	323,270

	新株予約権	純資産合計
当事業年度期首残高	1,248	1,372,913
誤謬の訂正による累積的影響額		△16,076
誤謬の訂正を反映した2020年5月1日残高	1,248	1,356,837
事業年度中の変動額		
新株の発行		29,641
剰余金の配当		△44,346
自己株式の処分		14,188
当期純利益		△1,031,802
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		
事業年度中の変動額合計	－	△1,032,318
当事業年度期末残高	1,248	324,519

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券　時価のないもの	移動平均法による原価法

⑵　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。
販売用不動産	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

⑶　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （賃貸用固定資産及び リース資産を除く）	建物（建物附属設備は除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。 なお主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15～22年 構築物　15年 機械及び装置　７～８年 工具、器具及び備品　２～20年
賃貸用固定資産	賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。 なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。 建物　８年 工具、器具及び備品　８年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は以下のとおりであります。 特許権　８年 商標権　10年 なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷　引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
株式給付引当金	従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑸　のれんの償却方法及び償却期間　のれんの償却については、５年間で均等償却を行っております。

⑹　消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計上の見積りに関する注記

⑴　販売用不動産の評価

連結計算書類における注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

⑵　債務超過の子会社に対する貸付金の評価

当社グループでは、グループ会社の資金については当社にて一元管理しており、必要に応じて当社より資金を融通しております。貸付けを行う際は、貸付先の連結子会社毎に事業計画に沿った返済計画の合理性を確認した上で貸付けを実行しております。その後、連結子会社の経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰り見通し等連結子会社の支払能力を総合的に判断した上で、毎期その回収可能性の検討を行っております。

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
債務超過の連結子会社に対する貸付金残高	693,907千円
対応する貸倒引当金計上額	691,757千円

②　財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

債務超過の連結子会社に対する貸付金は、貸倒懸念債権等に区分しており、「1．重要な会計方針⑷　引当金の計上基準」に記載のとおり、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する財務内容評価法を使用しております。

ロ．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能性の検討にあたり、貸付先の将来事業計画を使用しております。将来事業計画は、貸付先の財政状態・経営成績、キャッシュ・フローの状況等及び将来も含む業績見通しを含む返済計画の前提となっており、債務者の返済能力の判断に影響を与えます。

ハ．翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来事業計画の達成が困難な状況が発生した場合には、財務諸表において将来貸倒引当金を追加計上する可能性があり、債務超過が解消された場合には貸倒引当金を戻入する可能性があります。

⑶　子会社株式評価損

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
子会社株式評価損	35,999千円

②　財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

時価のない有価証券は、実質価額が取得原価に比べ50％程度以上下落した場合には、回復可能性等を考慮したうえで評価損を計上しております。

ロ．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先の事業計画に基づき、回復可能性を検討しております。

ハ．翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の市況悪化又は投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、評価損を計上する可能性があります。

⑷　繰延税金資産の評価

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産　129,147千円

②　財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ．当事業年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、中期計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

ロ．翌事業年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、今後の新型コロナウィルスの感染状況に加え、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

３．誤謬の訂正に関する注記

当社は、過年度における不適切な会計処理が発覚したため、誤謬の訂正を行っております。
当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首における純資産の調簿価格に反映しております。
これにより、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が16,076千円減少しております。

４．追加情報

当社は、当事業年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年８月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してまいりました。

2020年９月30日には、2020年９月28日付の第三者委員会の中間調査報告書で当該不適切会計問題に関する指摘を受け、当社は過年度決算を訂正し、遅延していた2020年４月期の有価証券報告書を提出致しました。

しかし、前事業年度を含む過年度決算に関して、前任監査人からは、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在するとの指摘を受け、監査意見は意見不表明となりました。

当社は、当該状況を解消すべく、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年９月30日付で退任するなどの経営体制の刷新を図っております。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日に開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するためリスタート委員会を設置し、再発防止策の実行を推進しており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスのさらなる改革も進めております。

５．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　189,377千円

⑵　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　　438,421千円　　短期金銭債務　　196,120千円

⑶　偶発債務

当社は、当社前代表取締役川瀬太志が、2020年10月１日付で所定の手続きを経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書（以下「本件支払約定書」といいます。）に署名した可能性が判明し、2020年12月15日付で当社取締役会にて代表取締役としての忠実義務に違反していると判断し、代表取締役の異動について決議いたしました。同日に提出しました第17期第２四半期報告書では、「この支払約定書の法的有効性や金額の根拠は顧問弁護士と確認をしております。弁護士見解によれば現時点での支払約定書記載の金額によらず当社が何らかの債務を負うとしても、その金額は3,000万円に留まるとの整理はあり得ると考えられるとのことです。当社の代表権を有する者が当社を代表して支払いを約束したものとして、当社に効果が帰属するとされる可能性があります。」と記載いたしました。

その後当社は、まず、本件支払約定書に記載の２億4,000万円の債務を当社が負うのか否かを明らかにするべく、当社顧問弁護士に事実関係の確認及びそれに基づく法的分析を依頼しました。当社顧問弁護士からの2021年１月28日付の報告を受けて検討した結果、本件支払約定書に記載の２億4,000万円の債務を負うことはないものと改めて確認いたしました。さらに、当社は、本件支払約定書の事実関係を調査するため、2021年２月４日に第三者委員会を設置し、2021年３月12日付でその調査報告書を受領いたしました。調査報告書によると、「本件支払約定書に記載されたａ氏の当社に対する２億4,000万円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる」とのことです。

また、2021年３月10日付でａ氏より「令和２年10月１日付、支払約定書」という件名で、支払い期限を2021年３月31日とする1,400万円の請求書が当社に送られてきました。当社としましては、上記のとおり２億4,000万円の債務を負うことはないと判断しておりますが、当社が債務を負担していないということを法的に確定させるために債務不存在確認判決を受けることが適切であると考え、３月15日開催の取締役会にて、ａ氏に対し、債務不存在確認の訴訟を提起することについて決議し、３月16日に提訴いたしました。

当社は本件支払約定書に関する債務は存在しないものと考えておりますが、現時点で当社の連結業績に与える影響は不明であります。これにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、財務諸表には反映しておりません。

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	374,414千円
	営業費用	296,705千円
営業取引以外の取引による取引高		81,088千円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における自己株式の種類及び株数

普通株式	384,012株

⑵　当事業年度の末日における自己株式のうち、信託が所有する株式数

普通株式	383,840株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

貸倒引当金	227,155千円
未払事業所税	779千円
販売用不動産	18,844千円
資産除去債務	6,743千円
子会社株式	15,309千円
投資有価証券	12,248千円
役員株式給付引当金	5,642千円
株式給付引当金	27,998千円
欠損金	87,193千円
その他	248千円
繰延税金資産小計	402,162千円
評価性引当額	△273,015千円
繰延税金資産合計	129,147千円
繰延税金資産の純額	129,147千円

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社K-コンサルティング	所有 直接 75%	資金の貸借	資金の回収（注） 利息の受取（注）	26,150 1,054	短期貸付金 長期貸付金	39,896 17,850
子会社	株式会社アール・プラス・マテリアル	所有 直接 100%	資金の賃借	資金の借入（注）	100,000	短期借入金 未払金	100,000 524
子会社	株式会社ウェルハウジング	所有 直接 75%	資金の貸借	資金の貸付（注） 資金の回収（注） 利息の受取（注）	100,000 72,750 3,062	短期貸付金 長期貸付金	134,750 110,765

種　類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社	所有 直接 100%	資金の賃借	資金の借入（注） 利息の支払（注）	30,000 151	短期借入金	30,000
子会社	株式会社LHアーキテクチャ	所有 直接 60%	資金の貸借	資金の貸付（注） 利息の受取（注）	100,000 5,738	短期貸付金 長期貸付金	146,350 215,380
子会社	SUNRISE株式会社	所有 直接 75%	資金の貸借	資金の回収（注） 利息の受取（注）	37,104 1,345	短期貸付金 長期貸付金	45,728 27,200
子会社	GARDENS GARDEN株式会社	所有 直接 80%	資金の貸借	資金の貸付（注） 利息の受取（注）	20,000 487	短期貸付金 長期貸付金	19,920 20,080

（注）貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

10. １株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　14円7銭

⑵　１株当たり当期純損失　△44円94銭

当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、１株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当事業年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は383,840株、期中平均株式数は442,252株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

（株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けの結果及び第三者割当増資の払込完了について）

株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」といいます。）が2021年４月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年５年28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。

なお、当社が2021年４月14日付で公表した「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（2021年５月14日付で公表いたしました「（変更）「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含み、以下、「2021年４月14日付プレスリリース」といいます。）でご案内しましたくふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関して、2021年６月４日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

また、2021年６月４日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日）をもって、当社の親会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

１．本公開買付けの結果について

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けを通じて、くふうカンパニーが当社株式5,746,130株を取得した旨の報告を受けました。

２．本第三者割当増資の金銭の払込みについて

2021年６月４日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

払込日：	2021年６月４日
発行新株式数：	普通株式　13,751,600株
発行価額：	１株138円
払込金額の総額：	1,897,720,800円
増加する資本金の額：	948,860,400円（１株69円）
増加する資本準備金の額：	948,860,400円（１株69円）

３．親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

（１）異動が生じる経緯

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けにおいて当社の普通株式5,746,130株の応募があり、その全てについて株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受け、2021年６月４日にくふうカンパニーからの本第三者割当増資の金銭の払込みが完了いたしました。この結果、当社の総株主の議決権の数に対するくふうカンパニーの所有に係る当社の議決権の数の割合が50％を超えることとなり、くふうカンパニーは新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになりました。

（2）異動する株主の概要

（1）	名称		株式会社くふうカンパニー
（2）	所在地		東京都港区三田一丁目４番28号
（3）	代表者の役職・氏名		代表取締役　堀口　育代 代表取締役　新野　将司
（4）	事業内容		グループ全体の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務 グループ会社における事業活動の推進及び支援に係る業務 起業家、若手経営者、ベンチャー企業の支援に係る業務
（5）	資本金		81百万円（2021年３月31日現在）
（6）	設立年月日		2018年（平成30年）10月１日
（7）	連結純資産		4,716百万円（2021年３月31日現在）
（8）	連結総資産		8,473百万円（2021年３月31日現在）
（9）	大株主及び持株比率 （2021年３月31日現在(注)）		穐田 誉輝：56.70% 石渡 進介：1.82% ＹＪ１号投資事業組合：1.66% UBS AG SINGAPORE（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）：1.55% 渡邉 一生：1.55% 山崎 令二郎：1.49% 株式会社SBI証券：1.35% 株式会社日本カストディ銀行（信託口）：1.23% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）：1.20% 楽天証券株式会社：1.17%
（10）	上場会社とくふうカンパニーの関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。 なお、当社は、くふうカンパニーに対して当社のガバナンスの再構築及び強化に資する複数の取締役候補者を派遣するよう要請しております。
		取引関係	該当事項はありません。

（注）「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、くふうカンパニーの発行済株式総数から自己株式を除いた総数に対する所有株式数の割合（表示桁未満の端数を切り捨て）を記載しております。

（３）異動前後におけるくふうカンパニーの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 （2021年５月29日現在）	―	―	―	―	―
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	194,977個 （52.56％）	―個 （―％）	194,977個 （52.56％）	第１位

（注１）異動後の「議決権所有割合」は、2021年４月30日現在の発行済株式総数（23,345,700株）から、当社が所有する自己株式数（172株）を控除した株式数（23,345,528株）に、本第三者割当増資によりくふうカンパニーが引き受ける当社株式数を加えた当社株式数（37,097,128株）に係る議決権の数（370,933個）に占める割合をいいます。

（注２）議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。以下同じです。

（４）異動年月日

2021年６月４日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日）

（５）開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はありません。

（６）今後の見通し

今後の見通しは、2021年４月14日付プレスリリースに記載の内容から変更ありません。当社は、本公開買付け及び本第三者割当増資によりくふうカンパニーの連結子会社となる予定ですが、当社株式は引き続き上場を維持する方針です。

12. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年６月28日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
　取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

限定付適正意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年５月１日から2021年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠
　「追加情報」に記載のとおり、会社は、当連結会計年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年８月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してきた。2020年９月30日には、2020年９月28日付の第三者委員会の中間調査報告書での当該不適切会計問題に関する指摘を受け、会社は、過年度決算を訂正し、遅延していた2020年４月期の有価証券報告書を提出した。しかし、前連結会計年度を含む過年度決算に関して、前任監査人の監査意見は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在したことから、意見不表明となった。これに対し、会社では、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年９月30日付で退任し、2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行するなどの経営体制の刷新を図っており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスの更なる改革を進めている。
　当監査法人は、前任監査人の指摘を踏まえ、期首残高を含めた当連結会計年度の連結計算書類についての潜在的な虚偽表示の存否を検討するために、第三者調査委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、追加的手続を実施した。
　当連結会計年度の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、現時点では、当連結会計年度の計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査での検討結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加的手続の結果、期首残高を含めた連結計算書類について重要な虚偽表示が発見されなかった。

当監査法人は、これら検討の結果、期首残高を含めた当連結会計年度の連結計算書類について、上記の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、当連結会計年度の数値に影響を及ぼす可能性があるため、限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーによる会社の普通株式に対する公開買付けは2021年５月28日をもって終了し、本公開買付けは成立した。

２．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーに対して第三者割当による新株式の発行を行い、2021年６月４日に払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年６月28日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
　取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

限定付適正意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年５月１日から2021年４月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠
　「追加情報」に記載のとおり、会社は、当事業年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年８月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してきた。2020年９月30日には、2020年９月28日付の第三者委員会の中間調査報告書での当該不適切会計問題に関する指摘を受け、会社は、過年度決算を訂正し、遅延していた2020年４月期の有価証券報告書を提出した。しかし、前事業年度を含む過年度決算に関して、前任監査人の監査意見は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在したことから、意見不表明となった。これに対し、会社では、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年９月30日付で退任し、2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行するなどの経営体制の刷新を図っており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスの更なる改革を進めている。
　当監査法人は、前任監査人の指摘を踏まえ、期首残高を含めた当事業年度の計算書類等についての潜在的な虚偽表示の存否を検討するために、第三者調査委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、追加的手続を実施した。
　当事業年度の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、現時点では、当事業年度の計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査での検討結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加的手続の結果、期首残高を含めた計算書類等について重要な虚偽表示が発見されなかった。

当監査法人は、これら検討の結果、期首残高を含めた当事業年度の計算書類等について、上記の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、当事業年度の数値に影響を及ぼす可能性があるため、限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーによる会社の普通株式に対する公開買付けは2021年５月28日をもって終了し、本公開買付けは成立した。
２．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーに対して第三者割当による新株式の発行を行い、2021年６月４日に払込みが完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年５月１日から2021年４月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

はじめに、当社においては、2020年10月26日付「第三者委員会の最終調査報告書公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第三者委員会の調査により不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景が明らかにされ、過年度決算を訂正するとともに、再発防止策の提言等を受けました。また、同第三者委員会の調査報告により取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の不備及び内部監査部門・監査役会・監査役の監査機能の不備など、当社グループの内部統制の不備が判明いたしました。

当監査役会の監査役朝倉祐治、青木英憲、辻高史は、2020年12月23日開催の臨時株主総会終結の時をもって前監査役全員が辞任したことを受け、その後任として就任いたしました。第三者委員会からの提言を真摯に受け止め、不適切な会計処理の原因を解消し、将来に亘って再発を防止するための改善の取り組みについて監視及び検証を進めてまいります。

⑴　監査役就任以降、当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　監査役就任以降、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　監査役就任以降、各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　監査役就任以降、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行については、過去の決算において、元取締役が在任中に関与した不適切な会計処理が判明しました。その後、第三者委員会の調査により、当社における不適切会計とそれらが生じた原因、背景について明らかにされ、取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如が判明いたしました。監査役会は、不適切な会計処理に関与した元取締役に対し、法令遵守義務及び取締役としての善管注意義務に違反したことを理由として、その法的責任を明確にするため、2021年６月28日に損害賠償請求訴訟の提起について決議いたしました。また、2020年12月15日付けで公表いたしましたとおり、前代表取締役が職務権限を超えた金額について所定の手続きを経ずに支払約定書に署名したことが判明しました。当該行為について、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実が存在する可能性があります。その後、第三者委員会の調査により、生じた原因、背景について明らかにされ、再発防止の提言を受け当社内部において再発防止に努めていると同時に、2021年３月16日に当該事象に起因する支払約定書についての債務不存在確認請求の訴訟を提起しています。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議内容については第三者委員会の調査により内部監査部門、監査役会、監査役の監査機能の欠如など当社の内部統制の不備が判明いたしました。

当社としては､第三者委員会の調査報告書で提言された再発防止策を速やかに策定､実施し、内部統制の徹底を図るべく、内部統制システムを適切に整備し、実効性ある運用に最大限努力を尽くしてまいります。

監査役会としても、コーポレート・ガバナンス強化に向けた抜本的改革、コンプライアンス教育の徹底等、改善施策をとりまとめ、再発防止策に取り組んで、内部統制システムの整備運用について引き続き監視および検証してまいります。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

限定付適正意見を表明した会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。限定付適正意見の根拠及び限定付適正意見については、会計監査人の監査報告書に記載しております

⑶　連結計算書類の監査結果

限定付適正意見を表明した会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。限定付適正意見の根拠及び限定付適正意見については、会計監査人の監査報告書に記載しております。

2021年６月29日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社　監査役会

常勤監査役　朝　倉　祐　治　㊞

社外監査役　青　木　英　憲　㊞

社外監査役　辻　　高　　史　㊞

以　上